

資料 2

沖繩県犯罪被害者等支援計画（仮称）

素 案

2023/01/12 時点版

令和 5 年度～令和 9 年度

沖繩県

目 次

1		
2	I 総論	
3	第 1 章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）	
4	1 計画策定の趣旨	1
5	2 計画の位置づけ	1
6	3 計画期間	1
7	4 計画の推進体制	2
8	5 実施状況の公表、検証	2
9	第 2 章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）	
10	1 県内における犯罪等の状況	3
11	2 犯罪被害などに関する相談の状況	6
12	3 犯罪被害者等が置かれている状況	9
13	第 3 章 計画の基本的な方向	
14	1 基本目標・目指す姿	11
15	2 基本理念	11
16	3 基本方針・施策の柱	11
17	4 施策の体系	11
18	II 各論（施策の展開）	
19	基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減	
20	1 損害賠償請求等に関する援助	13
21	2 経済的負担の軽減	14
22	3 居住の安定	15
23	4 雇用の安定	16
24	基本方針 2 精神的・身体的被害の回復	
25	1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	17
26	2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等	19
27	基本方針 3 再被害・二次的被害の防止	
28	1 安全の確保	21
29	2 二次的被害の防止	23
30	基本方針 4 県民・事業者の理解の促進	
31	1 県民・事業者の理解の促進	24
32	基本方針 5 民間団体・支援従事者の育成・支援	
33	1 人材の育成・調査研究	26
34	2 民間支援団体に対する支援	28
35	基本方針 6 連携協力体制の整備	
36	1 総合的な支援体制の整備	29
37	2 相談及び情報の提供等	30
38	3 市町村における支援体制の充実に向けた取組	32
39	III 資料編	
40	基本法、犯給法、条例、審議会規則、審議会運営要領、具体的施策一覧表	
41		

＜用語の定義等＞

1 「県」とは

知事部局、公安委員会、教育委員会等、県の執行機関の全てを指す。

2 「犯罪等」(条例第 2 条第 1 号)

①犯罪及び②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

①「犯罪」とは

個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の刑法令により、刑罰を科せられる行為をいう。

②「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは

「犯罪」には該当しないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

- 【例】 ・ ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
(ストーカー行為等の規制等に関する法律第 3 条、第 4 条)
- ・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 条第 1 項)
 - ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食
(児童虐待の防止等に関する法律第 2 条第 3 号)

3 「犯罪被害者等」(条例第 2 条第 2 号)

犯罪等により被害を受けた被害者本人及びその家族又は遺族

* 加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。(出典：第 4 次犯罪被害者等基本計画)

4 「犯罪被害者等支援」(条例第 2 条第 3 号)

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

5 「再被害」(条例第 2 条第 4 号)

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること

6 「二次的被害」(条例第 2 条第 5 号)

犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害

【例】 周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等での誹謗中傷、報道機関による過剰な取材活動など

7 「民間支援団体」(条例第 2 条第 6 号)

犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体

* 「犯罪被害者等早期援助団体」：各都道府県において、犯罪被害等の早期軽減や犯罪被害者等の生活の再構築を目的として設立された営利を目的としない法人で、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定しており、本県では「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。

I 総論

第 1 章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等に対する支援について、国は、平成 16 年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を定め、同法第 8 条第 1 項の規定により犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しており、計画期間を令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年とする第 4 次犯罪被害者等基本計画（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）においては、犯罪被害者等支援のための体制の整備の取組の一つとして、地方公共団体における犯罪被害者等支援の促進を掲げております。

県においては、これまで、平成 15 年に制定したちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成 15 年沖縄県条例第 47 号）に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込み、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきたところです。

こうした中、本県では、犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、令和 4 年 7 月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」（令和 4 年沖縄県条例第 42 号。以下「条例」という。）を制定しました。

このたび、この条例に基づき、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第 9 条に基づき策定するものであり、基本法第 5 条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

県が実施する具体的施策（犯罪被害者等に特化していない関連施策・事業も含む。）を体系的に整理し、定めます。

また、「沖縄県 SDGs 実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念のもと、SDGs の実現に貢献します。

《関連する主なゴール》



3 計画期間

令和 5 年度～令和 9 年度（5 か年）

ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化等に合わせ、必要に応じて見直すことがあります。

4 計画の推進体制

様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、「沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を中心に、庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を進めていきます。

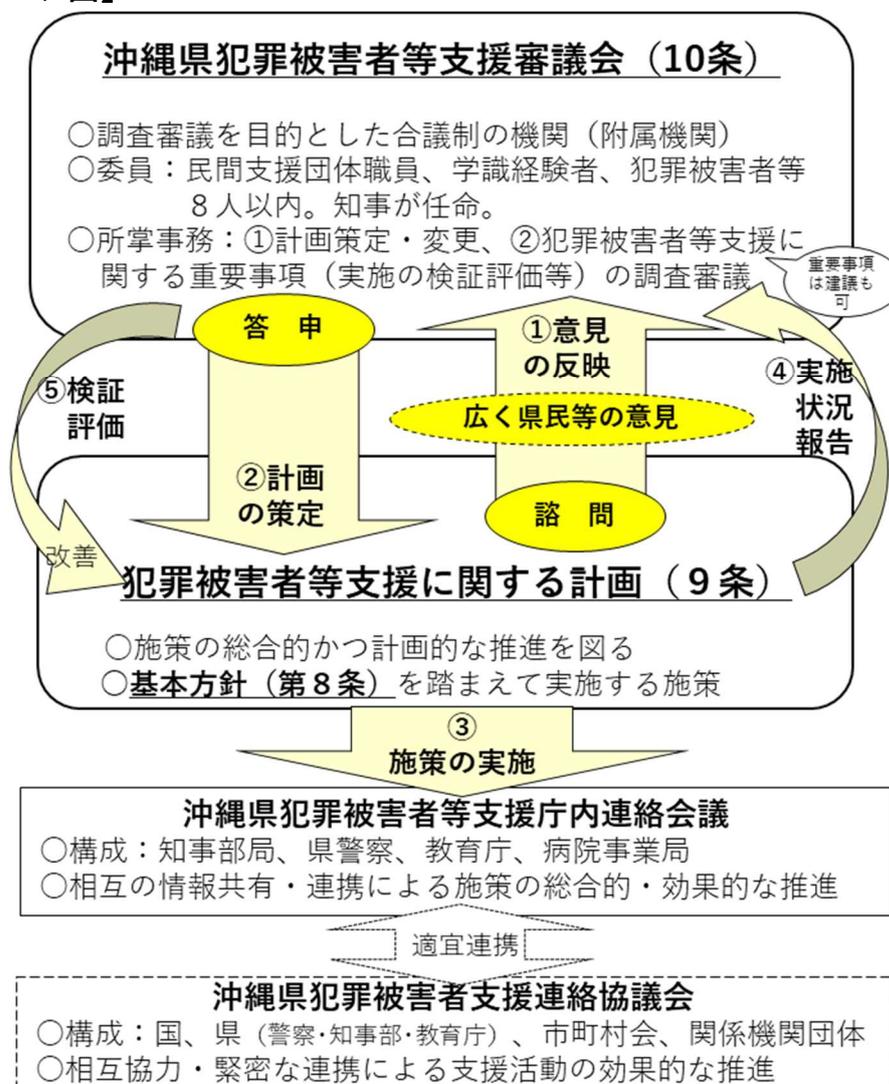
また、計画の策定・改定にあたっては、広く県民の意見を求め（パブリックコメントの実施）、及び「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」で調査審議します。

5 実施状況の公表、検証

条例第 9 条第 6 項に基づき、毎年度、計画に基づき実施した施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

さらに、「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」において、検証を行い、必要に応じて改善を図りながら施策を進めていきます。

【運営イメージ図】



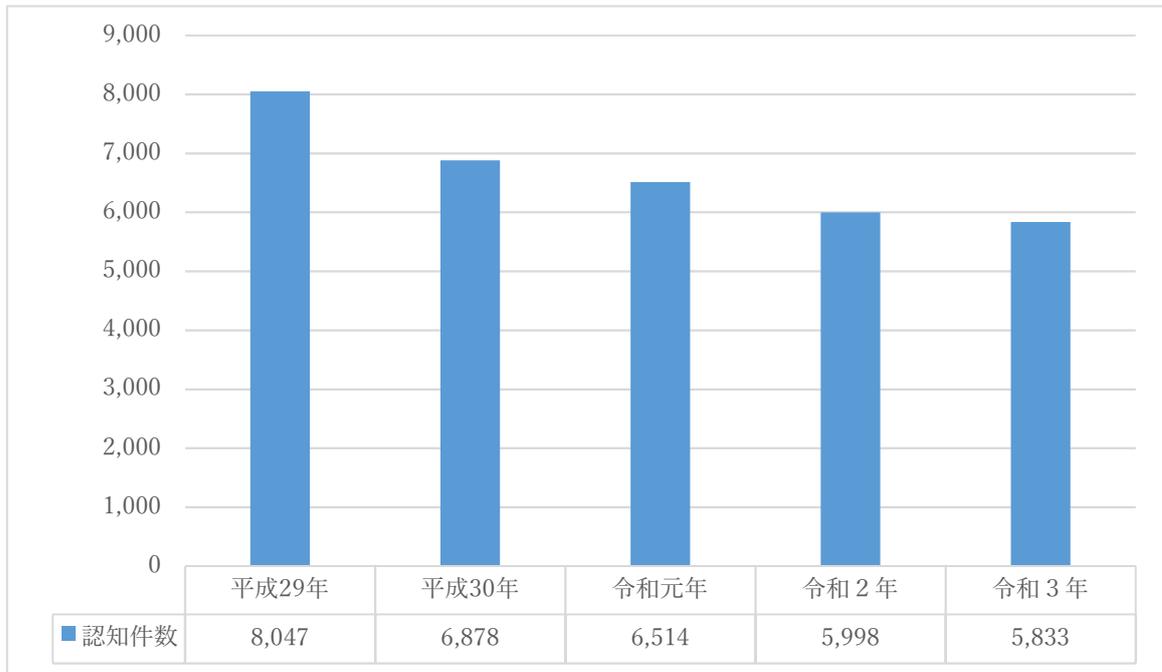
15
16
17

1 **第 2 章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）**

2
3 **1 県内における犯罪等の状況**

4
5 **(1) 刑法犯認知件数（総数）**

6 県内における刑法犯の認知件数は、平成 14 年の 25,641 件をピークに、年々減
7 少しており、令和 3 年には 5,833 件とピーク時の約 4 分の 1 に減少しています。



8
9 (出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

10

1 (2) 刑法犯認知件数（罪種別）

罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	8,047	6,878	6,514	5,998	5,833
凶悪犯	71	43	50	51	39
殺人	11	17	16	10	14
強盗	18	14	14	9	7
放火	15	6	5	15	6
強制性交等	27	6	15	17	12
粗暴犯	885	792	759	788	758
凶器準備集合	0	0	0	1	0
暴行	325	294	258	277	253
傷害	475	428	421	414	383
脅迫	48	31	62	80	102
恐喝	37	39	18	16	20
窃盗犯	5,474	4,661	4,234	3,710	3,581
知能犯	496	452	455	368	410
風俗犯	82	69	87	70	69
賭博	3	4	3	5	1
わいせつ	79	65	84	65	68
その他の刑法犯	1,039	861	929	1,011	976

(出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

2
3
4
5

(2)ー2 米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙件数（罪種別）

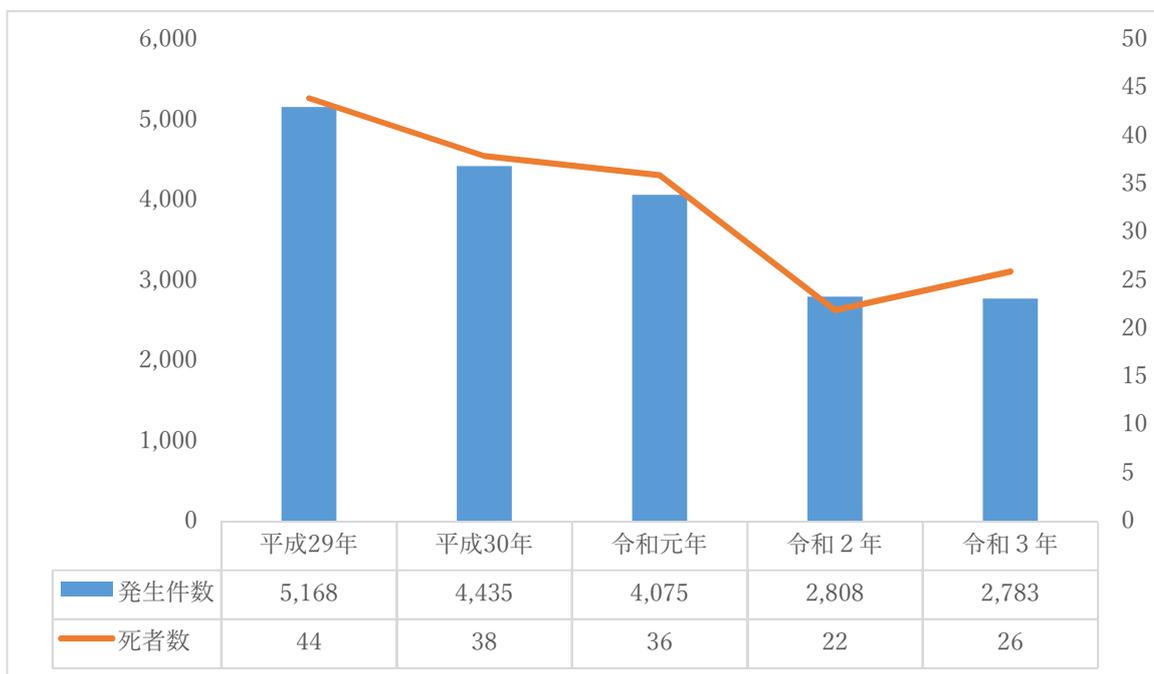
罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	48	31	31	39	41
凶悪犯	4	0	0	2	2
殺人					
強盗	2			2	
放火					
強制性交等	2				2
粗暴犯	8	6	2	10	1
凶器準備集合					
暴行	3	1	1	3	1
傷害	5	5	1	7	
脅迫					
恐喝					
窃盗犯	18	16	9	13	25
知能犯	13	2	4	1	
風俗犯	2		1	1	3
その他の刑法犯	3	7	15	12	10

(出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

6
7

1 (3) 交通事故発生件数・死者数

2 令和 3 年中の県内における交通事故発生件数は 2,783 件で、平成 25 年以降 10
 3 年連続で減少するとともに、同年の死者数は、統計史上 2 番目に少ない数となっ
 4 ております。



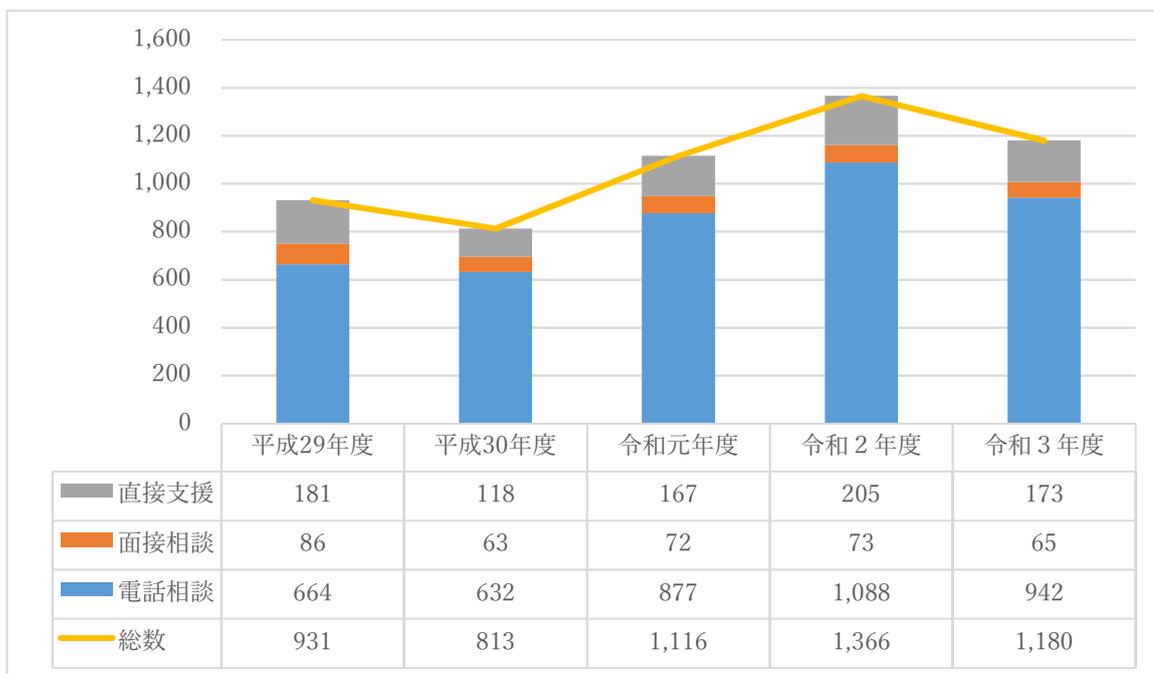
(出典：沖縄県警察「交通白書」)

5
6
7
8

2 犯罪被害などに関する相談の状況

(1) 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター相談支援件数

沖縄被害者支援ゆいセンターにおける相談支援件数は、増加傾向にあり、令和2年度は過去最多件数となりました。



(出典：(公社) 沖縄被害者支援ゆいセンター調べ)

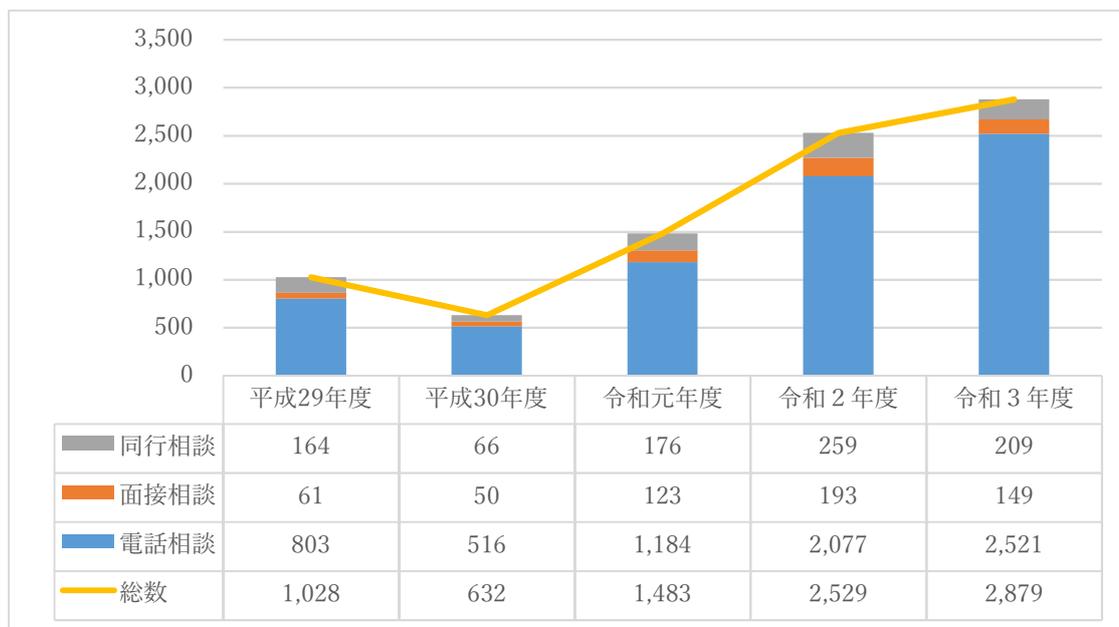
■内訳

支援項目・内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談支援件数 合計	931	813	1,116	1,366	1,180
電話相談	664	632	877	1,088	942
交通事故	59	46	75	103	87
性被害	183	131	296	317	228
殺人(傷害致死)	47	71	85	155	107
暴行・傷害	76	65	74	198	188
DV・ストーカー	134	168	121	85	159
その他	165	151	226	230	173
面接相談	86	63	72	73	65
交通事故	11	5	5	8	5
性被害	26	13	27	22	14
殺人(傷害致死)	7	7	8	8	10
暴行・傷害	13	8	9	17	12
DV・ストーカー	15	21	13	7	16
その他	14	9	10	11	8
直接支援	181	118	167	205	173
裁判所付添・代理傍聴等	40	34	61	63	47
病院・カウンセリング付添	37	24	32	25	41
検察庁・警察署付添	14	3	7	7	10
弁護士事務所付添	56	38	36	56	18
公的機関付添	11	5	12	8	18
その他(家庭訪問等)	23	14	19	46	39

1 (2) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援件数

2 平成 27 年 2 月に開設した沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター
3 「with you おきなわ」は、令和元年 8 月に病院拠点型に移行後、24 時間 365 日
4 体制で相談を受け付けています。

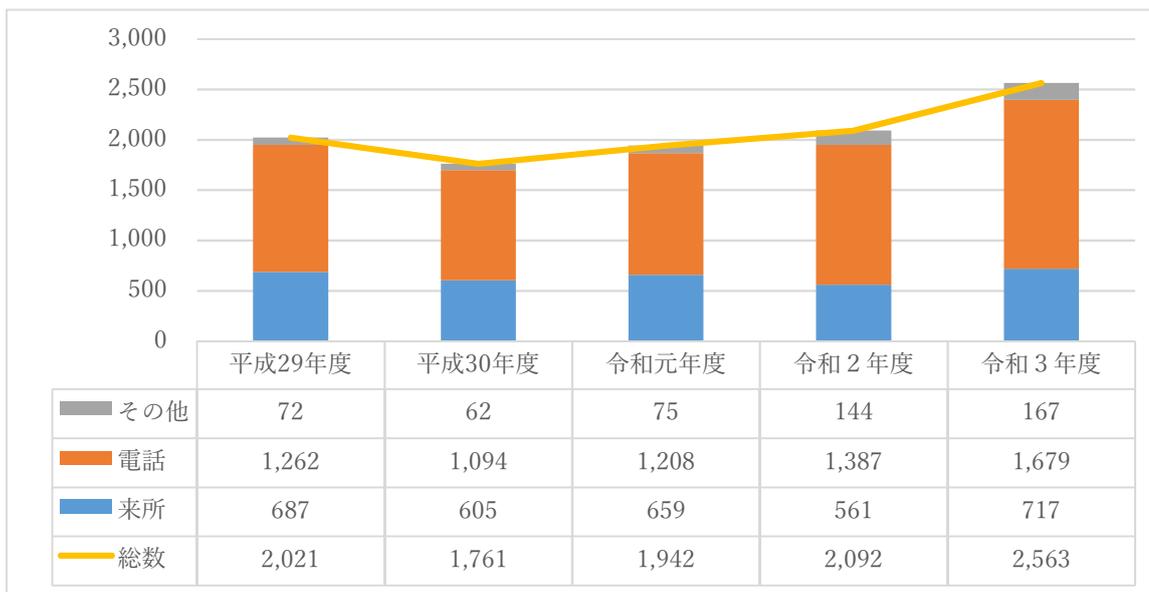
5 被害直後からの医療支援を含めた総合的な支援を行っており、令和 3 年度は延
6 べ 2,879 件の相談支援に対応しており、令和 2 年度に比べて 350 件、約 1.1%増
7 となっております。



(出典：沖縄県女性力・平和推進課調べ)

11 (3) 沖縄県配偶者暴力相談支援センター相談件数

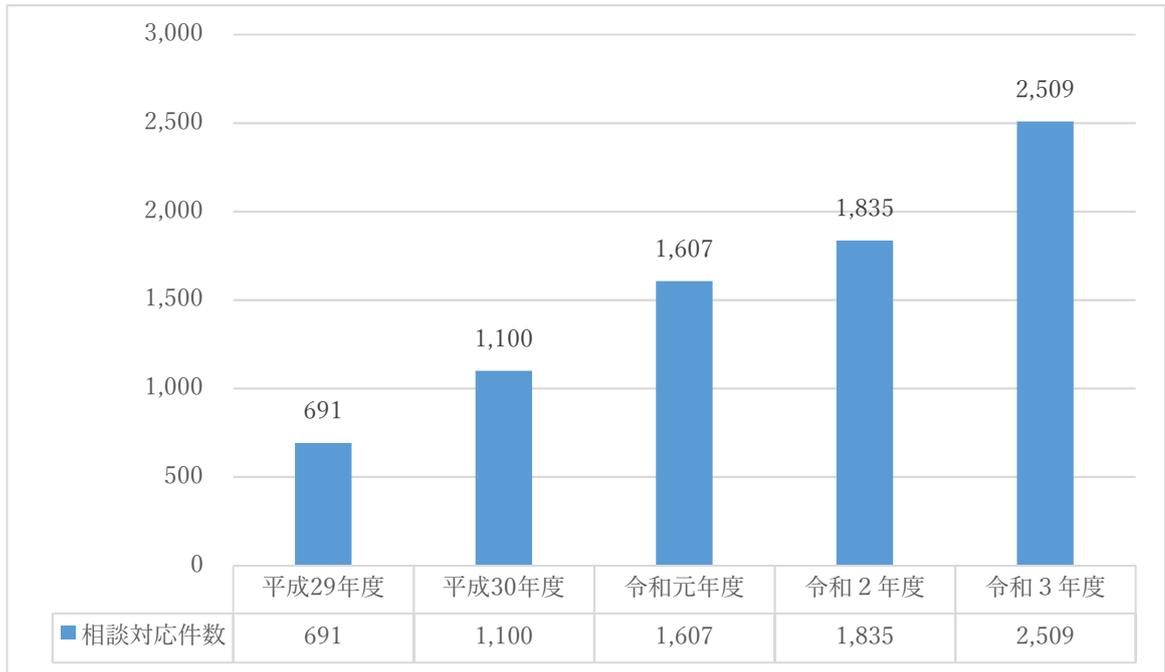
12 本県の配偶者暴力相談支援センターにおける令和 3 年度のDV相談件数は
13 2,563 件となっており、平成 29 年度の 2,021 件から 542 件の増加となっており
14 ます。



(出典：内閣府男女共同参画局ホームページ)

1 (4) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

2 令和 3 年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2,509 件（速
 3 報値）で対前年度比 36.7%の増となっております。



4 (出典：厚生労働省ホームページ、沖縄県「児童相談所業務概要」)

5

3 犯罪被害者等が置かれている状況

(1) 直接的被害、加害者からの更なる被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前前にできていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心理的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、刑事手続きや民事手続き等の各種手続きや、加害行為による治療や心身の不調により、被害に遭う前と同様に働けなくなることで、仕事を休職・退職を余儀なくされることもあり、収入の減少・途絶により経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(4) 周囲の人の言動やマスコミ等による精神的苦痛、二次的被害の問題

人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み等が大きな精神的苦痛となることもあります。

さらに、マスコミによる、事実と異なる内容やプライバシーを侵害する内容などの報道、強引な取材や過剰な取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

1 (5) 捜査、裁判に伴う様々な問題

2 捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に
3 事件のことを思い出し、つらい思いをします。

4 捜査の過程では、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事
5 者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱く
6 ことがあります。

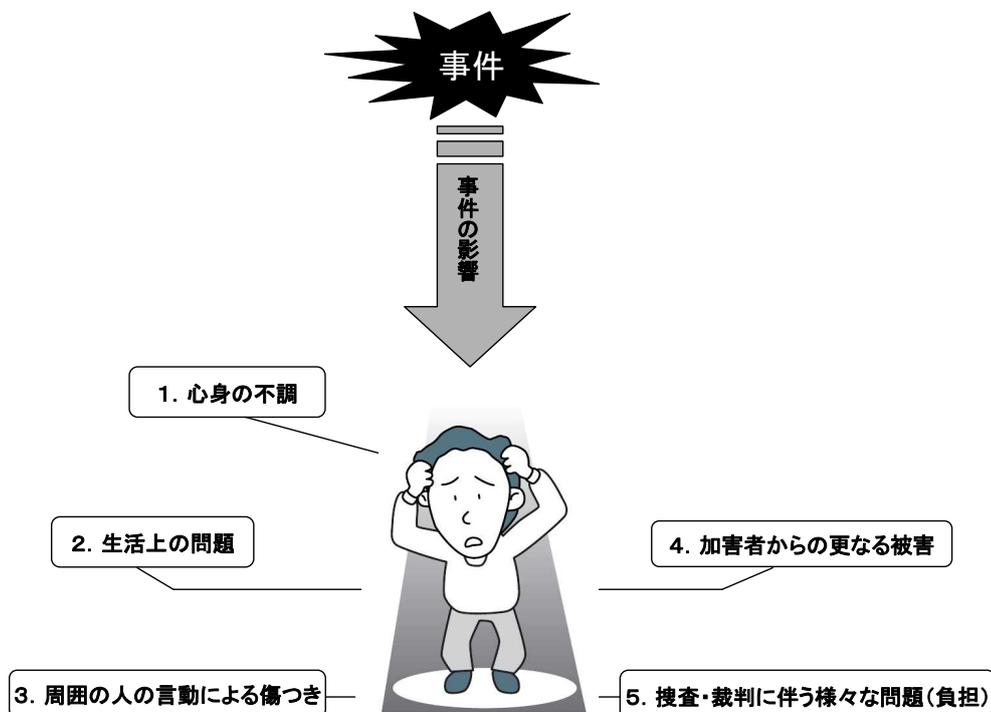
7 さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時
8 間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を
9 置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなど
10 の精神的負担を強いられることもあります。

11 損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされる
12 ほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き
13 合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみ
14 ならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの
15 困難に直面することもあります。

16
17 (6) 沖縄県特有の事情

18 本県は、37 の有人離島を有する我が国唯一の島しょ県としての地域的特性を
19 有しており、県外及び県内島しょ間の移動等に伴う様々な負担が生じています。

20 また、県内には米軍基地が存在し、米軍人等による事件・事故が発生する等、
21 特殊事情を抱えています。



1 **第 3 章 計画の基本的な方向**

2 **1 基本目標・目指す姿（* 条例第 1 条：目的）**

条例第 1 条の規定に基づき、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 **2 基本理念（* 条例第 3 条：基本理念）**

条例第 3 条に掲げる基本理念に基づき、支援を推進します。

○犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること

○県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下、社会全体で推進すること

○被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切な支援を行うこと

○二次的被害が生ずることのないよう十分配慮すること

○必要な支援が途切れることなく提供されること

2 **3 基本方針・施策の柱（* 条例第 8 条各号：基本方針）**

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第 8 条に掲げる 6 つの基本方針を施策の柱として設定します。

基本方針 1：損害の回復及び経済的負担の軽減

基本方針 2：精神的・身体的被害の回復

基本方針 3：再被害・二次的被害の防止

基本方針 4：県民及び事業者の理解の促進

基本方針 5：民間団体・支援従事者の育成・支援

基本方針 6：連携協力体制の整備

2 **4 施策の体系**

「社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」に向けて、3 で掲げた 6 つの「基本方針」を「施策の柱」とし、犯罪被害者等基本法に定められた地方公共団体が講ずるものとする「基本的施策」を中心に、14 の「基本的施策」を紐付け、体系的に整理します。

1 【施策の体系図】

目標	基本方針・施策の柱	基本的施策
社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現	基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減 * 条例第 8 条 1 号	1 損害賠償請求援助 (法 12) 2 経済的負担の軽減 (法 13) 3 居住の安定 (法 16) 4 雇用の安定 (法 17)
	基本方針 2 精神的・身体的被害の回復 * 条例第 8 条 2 号	1 保健医療・福祉サービス提供 (法 14) 2 保護・捜査等の過程における配慮・情報提供等 (法 18, 19)
	基本方針 3 再被害・二次的被害の防止 * 条例第 8 条 3 号	1 安全の確保 (法 15) 2 二次的被害の防止
	基本方針 4 県民及び事業者の理解の促進 * 条例第 8 条 4 号	1 県民・事業者の理解の促進 (法 20)
	基本方針 5 民間団体・支援従事者の育成・支援 * 条例第 8 条 5 号	1 人材の育成・調査研究 (法 21) 2 民間支援団体に対する支援 (法 22)
	基本方針 6 連携協力体制の整備 * 条例第 8 条 6 号、第 12 条	1 総合的な支援体制の整備 2 相談及び情報の提供 (法 11) 3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

2
3
4

II 各論（施策の展開）

基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第 8 条第 1 号関連）

1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第 12 条関連）

【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、更なる精神的負担を強いられることとなります。また、訴訟となった場合には、訴訟費用・労力・時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面します。さらに、訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如している場合等は、十分な賠償が受けられないことも少なくありません。

このため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に進められるよう、損害賠償の請求について支援が必要とされています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
1 交通事故相談所での相談等	交通事故相談所（本所・支所）において、交通事故被害者等からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
2 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	県警察では、損害賠償請求制度について他機関の制度や窓口を紹介したパンフレット等を警察本部、警察署等の窓口等に備え付けるなどして当該制度を周知します。	警察本部 警務部広報相談課
3 暴力団犯罪による被害の回復の支援	公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議、沖縄弁護士会民事介入暴力対策特別委員会等と連携し、暴力団犯罪による損害賠償請求に係る他機関制度や窓口の紹介、情報提供を行う等の支援を行います。	警察本部 刑事部組織犯罪対策課

2 経済的負担の軽減（基本法第 13 条関連）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けるだけでなく、医療費、裁判費用、転居費用、警察や検察庁、裁判所への移動にかかる費用等による支出の増加、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から休職・退職を余儀なくされたことによる収入の減少など、経済的な困難に直面する場合があります。

このため、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する支援が求められています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
4 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討	(調整中)	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
5 犯罪被害者支援に係る公費支出	○性犯罪被害者の初診料・緊急避妊等の初回措置料、カウンセリング費用、司法解剖後の検案書料及び遺体搬送費並びに遺体修復費等を公費で一部負担するとともに、同制度の周知を図ります。 ○性犯罪・性暴力被害者に対して初診料等の公費負担を行い被害者等の経済的負担に努めます。	警察本部 警務部広報相談課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
6 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して当該制度を周知します。	警察本部 警務部広報相談課
7 福祉資金貸付制度の活用	○生活福祉資金貸付制度 低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送るための必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金 ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金等の貸付を行います。	子ども生活福祉部 福祉政策課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

11

12

3 居住の安定（基本法第 16 条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことで居住が困難になったり、加害者に自宅を知られているため不安や恐怖で帰宅できなくなるなど、様々な要因により引っ越しを余儀なくされる場合があります。

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安定した居住を確保するための支援が必要とされています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
8 公営住宅への優先入居及び一時使用	県営住宅の空家待ち募集において、一般世帯より優遇した優先入居を実施します。また、犯罪により従前の住宅に居住することが困難であり、収入減少等の住宅困窮要件を満たす場合に、県営住宅の一時目的外使用ができるよう配慮します。	土木建築部 住宅課
9 民間住宅への入居支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	土木建築部 住宅課
10 被害直後における居住場所の確保	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、汚損等により居住が困難で、かつ、一時避難先を確保できない場合等に、犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保及び自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で一部補助します。	警察本部 警務部広報相談課

11

12

1 **4 雇用の安定（基本法第 17 条関係）**

2
3 **【現状と課題】**

4 犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により従前に比べ仕事の能率が低下したり、
5 治療のための通院、捜査への協力、裁判への出廷等のために休暇等を余儀なくされる
6 ことがあります。しかし、雇用主や職場の理解が足りず、犯罪被害者等が当該職場で
7 働き続けることが困難になることがあります。

8 こうしたことから、職場での犯罪被害者等支援の理解の促進と雇用の安定のための
9 支援が必要です。

10
11 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
11 事業主の理解の促進 【再掲】	犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
12 犯罪被害者等への就労支援	「沖縄県おしごと応援センターOne×One（ワンバイワン）」において、犯罪被害者等が就労を希望する場合に、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行います。	商工労働部 雇用政策課
13 労働相談窓口の設置及び周知	労働問題全般に関する相談に対応するため、社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働相談窓口を設置し、適切な助言・情報提供を行うとともに、活用のための周知を図ります。	商工労働部 労働政策課
14 個別労働紛争解決制度の周知	労働問題に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について、周知するとともに必要に応じて関係行政機関の紹介を行います。	商工労働部 労働政策課

12

13

1 基本方針 2 精神的・身体的被害の回復（条例第 8 条第 2 号関連）

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実に直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。

こうしたことから、心身に受けた影響から回復できるよう、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援や様々な主体が実施している支援サービスにつなげることが必要です。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
15 性暴力被害者ワンストップ支援センター(病院拠点型)の運営	性犯罪・性暴力被害者が被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
16 おきなわ子ども虐待ホットライン	児童相談所に「おきなわ子ども虐待ホットライン」を設置し、閉庁時においても児童虐待の通告を受け付け、関係機関への連絡体制を整え、24 時間・365 日体制の電話相談を実施することにより、児童虐待の予防、早期発見等につなげます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
17 精神保健福祉相談の実施	総合精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援、医療機関情報の提供等を行います。	保健医療部 地域保健課 保健医療総務課
18 生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	○生活困窮者自立支援制度 生活に困窮している犯罪被害者等に対する自立に向けた支援を、関係機関と連携して行います。 ○里親制度 児童相談所へ里親専門の職員を配置し、里親等に対する相談・援助や自立支援計画の作成、委託による相互交流事業等を行い、適切な養育の確保・里親支援を推進します。 ○高次脳機能支援 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事	子ども生活福祉部 保護・援護課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 子ども生活福祉部 障害福祉課

	業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、その支援体制の確立を図ります。	
19 学校における教育相談体制の充実	<p>○公立小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。また、性犯罪の被害に遭った児童については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。</p> <p>○県立高校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩みや不安を聴く等、教育相談体制の充実を図ります。</p>	<p>教育庁 義務教育課</p> <p>教育庁 県立学校教育課</p>
20 不登校の児童・生徒に対する支援	<p>○公立小中学校において、不登校児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行うとともに、相談窓口として24時間子供SOSダイヤルの周知徹底に努めます。</p> <p>○県立高校において、不登校生徒や中途退学等が多く、支援を必要とする学校へ心理職・福祉職の就学継続支援員を派遣します。</p>	<p>教育庁 義務教育課</p> <p>教育庁 県立学校教育課</p>
21 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	少年補導職員による継続的な支援を行うとともに、児童相談所・犯罪被害者等早期援助団体等との連携を図ります。	<p>警察本部 警務部広報相談課 生活安全部少年課</p>

1

2

2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査等の過程において、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
22 迅速・確実な被害の届出の受理等	告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応します。	警察本部 関係各課
23 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察への届出を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関を受診し、後に届出することになった場合に備え、医療機関で性犯罪被害者の身体から証拠資料を採取しておくため、協力が得られた医療機関に性犯罪証拠採取キットを整備します。また、医療機関において性犯罪被害者からの証拠資料を適切に採取するために、対応マニュアルを配付します。	警察本部 刑事部捜査第一課
24 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関して、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	警察本部 刑事部捜査第一課
25 犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取扱い	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部 刑事部刑事企画課

26 捜査に関する適切な情報提供等(被害者連絡制度、民間団体との連携)	重大事件等については、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、犯罪被害者等早期援助団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図ります。	警察本部 刑事部刑事企画課 警務部広報相談課
27 交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、交通部交通指導課調査官等が事故現場に赴いて捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めます。	警察本部 交通部交通指導課
28 女性警察官の配置等	性犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うため、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。	警察本部 関係各課
29 被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。	警察本部 刑事部刑事企画課 生活安全部少年課
30 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	施設の改修・新築時等の機会をとらえて、犯罪被害者等の心情に配慮した施設の改善に努めます。	警察本部 関係各課

1

2

1 **基本方針 3 再被害・二次的被害の防止 (条例第 8 条第 3 号関連)**

2
3 **1 安全の確保 (基本法第 15 条関係)**

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと
7 う恐怖や深刻な不安を抱いており、再被害を防止するほか、被害者の安全の確保と精
8 神的な負担の軽減を図ることが必要です。

9 また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の人に対
10 して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体に対して危害が及ぶ恐れがあるも
11 のについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

12
13 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
31 児童の安全の確保等に関する取組	児童相談所において、子どもや保護者、家族などからの各種相談に応じ、専門的見地から調査、判定等を行い援助方針を定め適切な支援を行うとともに、児童相談所等の職員体制の強化を図り、児童の安全の確認及び安全の確保に取り組みます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
32 女性相談所等における一時保護体制・対応の充実	女性相談所による一時保護や婦人保護施設及び一時保護委託の適正な運用に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
33 児童虐待の再被害防止・早期発見のための関係機関の連携等	○児童相談所に児童虐待相談専門員、受付相談専門員などの相談員を配置し、児童の安全確認や適切な支援等を充実させるとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を推進し、児童虐待防止の強化を図ります。 ○配偶者暴力相談センターと児童相談所等との連携・協力を推進します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
34 警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、関係機関・団体と連携して、再被害防止に資する情報の提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法等の防犯指導を行います。また、必要に応じて緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行います。	警察本部 関係各課
35 再被害の防止に資する適切な加害者処遇(ストーカー事案、DV事案)	ストーカー事案やDV事案等の加害者の動向等を把握し、ストーカー加害者へのカウンセリング等必要な措置を講じます。	警察本部 生活安全部人身安全対策課

36 犯罪被害者等に関する情報の保護 【再掲】	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	警察本部 警務部広報相談課 事件主管課
37 行方不明者対策強化	生命又は身体に危害が生じているおそれのある行方不明者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。	警察本部 生活安全部人身安全対策課

1

2

2 二次的被害の防止

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人々の言動やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などにより、名誉や心身の健康、生活の平穏を害されるといった二次的被害を受ける場合があります。

二次的被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減等の妨げとなります。

そのため、支援に従事する者をはじめ、県民及び事業者の理解や配慮が必要です。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
38 県民・事業者の理解の促進 【再掲】	二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
39 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施 【再掲】	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
40 犯罪被害者等に関する情報の保護 【再掲】	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	警察本部 警務部広報相談課 事件主管課

13

14

1 **基本方針 4 県民・事業者の理解の促進（条例第 8 条第 4 号関連）**

2
3 **1 県民・事業者の理解の促進（基本法第 20 条関係）**

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、近隣住民等の周囲の人々の言動や、報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害されると
7 いった二次的被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があ
8 ります。

9
10 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、
11 犯罪被害者等が置かれている状況等について県民・事業者の理解を深めることが必要
12 とされています。

13
14 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
41 様々な機会・媒体を通じた広報啓発の展開 【再掲】	ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により犯罪被害者等施策について周知するとともに、二次的被害の防止や犯罪被害者等支援に関する必要性・重要性等を周知するため、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課 関係各課
42 「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
43 犯罪被害者等施策に関連する特定の期間における広報啓発の実施	○各季の「交通安全運動」期間において、交通事故による被害者の悲惨な状況や、交通事故相談所における相談対応など、被害者救済対策について周知に努めます。 ○「女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）」等の取組を実施し、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。 ○毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
44 児童虐待防止に向けた周知広報	講演会やワークショップを通じて、県民に対し児童虐待の予防や早期発見、早期対応等の周知広報を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
45 DV防止に向けた意識啓発	地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、高	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課

	校生を対象とした啓発講座等を行い、DV防止のための広報啓発を図ります。	
46 犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	犯罪被害者等の人権を含む人権問題について、人権啓発資料の作成・配布等により、人権尊重理念の普及啓発を行います。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
47 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、つきまとい等の発生状況等を発信します。	警察本部 生活安全部人身安全対策課
48 各種統計等を集約した情報の発信	県内における犯罪被害者等を取り巻く現状がひと目で分かるよう、県内の犯罪等の状況や、犯罪被害等に関する相談状況等の各種統計等を集約した県ホームページを作成します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

1
2

1 **基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援** (条例第8条第5号関連)

2
3 **1 人材の育成・調査研究** (基本法第21条関係)

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる人たちが、犯罪被害
7 者等の置かれている状況を的確に理解するとともに、配慮に欠けた言動や無理解によ
8 って、二次被害を生じさせないようにする必要があります。

9 そのため、支援に携わる人たちが広く犯罪被害者等支援に関する必要な知識を習得
10 し、犯罪被害者等支援に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが必要です。

11
12 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
49 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施 【再掲】	二次的被害の防止や個人情報適切な取扱を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
50 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	採用時、昇任時の教養及び各種専科教養時等の機会をとらえて、警察職員等に対し、犯罪被害者等支援に関する教養を行います。	警察本部 警務部広報相談課
51 性暴力被害者支援に係る研修の実施	相談支援員養成研修・医療関係者研修・性暴力従事者研修を実施し、支援員の能力向上を図るほか、被害者支援に理解・協力を求めています。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
52 女性相談員の資質向上	女性相談員への研修実施等により職務関係者の資質向上を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
53 児童養護施設職員等の資質向上	児童相談所職員や児童養護施設職員に対し、虐待や暴力防止等の意識啓発、資質向上を目的としたワークショップやスーパーバイズ研修等を実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
54 交通事故相談所職員の育成	相談員が、交通事故被害者からの相談に的確に対応するため、国土交通省において実施される研修への相談員への参加や、実務必携を購入し、相談員の能力向上を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
55 民生委員・児童委員に対する研修の実施	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対し適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	子ども生活福祉部 福祉政策課

56 学校における相談対応能力の向上	○養護教諭研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、養護教諭の資質向上を図ります。 ○性犯罪・性暴力対策に関する教育推進のため、教職員研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、教職員の資質向上を図ります。	教育庁 保健体育課 教育庁 保健体育課
57 犯罪被害者等の状況把握等	関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等の置かれている状況や、支援実態等の把握等について手法の検討も含め、適切な支援や人材育成に資する取組を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

1

2

1 **2 民間支援団体に対する支援（基本法第 2 2 条関係）**

2
3 **【現状と課題】**

4 犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間支援団体は、犯罪被害者等の
5 様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたって提供できることな
6 どから、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。

7 民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確
8 保や技能の向上、財政的基盤の確保等が課題となっています。

9
10 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
58 民間支援団体における人材の確保・育成	○県民を対象として、犯罪被害者等が置かれた状況や支援の意義について理解を深める初級養成講座を開催し、支援活動員を目指す県民の発掘と育成・支援を行います。 ○犯罪被害者等早期援助団体が行う研修に講師を派遣する等し、支援員の育成に協力します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
59 民間支援団体の活動に対する支援	○民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の強化に協力します。 ○県警察では、犯罪被害者等早期援助団体の財政的・人的基盤の確立及び各種活動に協力します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課

11

12

1 基本方針 6 連携協力体制の整備 (条例第 8 条第 6 号関連)

1 総合的な支援体制の整備

【現状と課題】

犯罪被害者等は、生命・身体等に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な問題や不安を抱えています。

国、県、市町村、民間支援団体、その他関係機関・団体など犯罪被害者等への支援を提供している多様な主体が連携し、個々の犯罪被害者等のニーズや実情に合わせ、多岐にわたる様々な支援を適切に途切れることなく提供していくことが必要です。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
60 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの設置	犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を配置し、県・市町村の総合窓口の強化や支援主体間の連携強化を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
61 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	犯罪被害者等支援を行う者が必要とする情報を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関・団体等へ広く配布し、連携強化及び支援の充実を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
62 沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、庁内（知事部局・教育庁・病院事業局・警察本部）関係各課相互の情報の共有及び連携を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
63 関係機関・団体との連携の推進	被害者支援連絡協議会等における関係機関・団体との連携を推進します。	警察本部 警務部広報相談課
64 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の効果的な実施のために、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する認識の共有化と連携強化を図ります。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
65 死傷者多数の事案発生時における対応	○県警察においては、死傷者多数事案(おおむね死者 5 人以上又は負傷者 10 人以上)が発生した場合は、関係機関と連携し、初期段階から被害者等を支援する体制を構築します。 ○県総合的対応窓口においては、市町村総合的対応窓口や関係機関・団体と連携しながら支援の調整を行います。	警察本部 関係各課 子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

2 相談及び情報の提供等（基本法第 11 条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件・事故等により、これまで経験したことの無いような様々な対応や手続きに直面します。そして、何を、どこに相談すればよいのか分からない状況の中で、個々の対応や手続きにおいて関係機関等から判断を迫られ、更なる困難に陥る場合があります。

犯罪被害者等が安心して日常生活を送れるよう、犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことが求められています。

【具体的施策】

(1) 相談窓口

施策名	施策の概要	所管部局等
66 県における犯罪被害者等に 関する相談体制	犯罪被害者等が直面している問題について、相談業務をはじめ、必要な支援に関する情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連携協力・連絡調整を行います。	各関係部局

主な相談窓口一覧

	名称	主な相談受付内容	所管部局等
総合 窓口	沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口	犯罪被害者等からの相談・問合せに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う等、総合的な対応	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
	警察安全相談	緊急の対応を必要としない警察への相談全般	県警察
事 案 ・ 状 況 に 応 じ た 窓 口	沖縄県性暴力被害者ワンストップ 支援センター	性犯罪・性暴力被害 被害直後からの総合的な支援、病院拠点型	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
	性犯罪被害相談電話（ハートさん）	性犯罪被害 警察による性犯罪相談専用電話	県警察
	沖縄県配偶者暴力相談支援センター	DV被害 相談、カウンセリング、緊急時の安全確保及び一時保護、保護命令や自立支援に係る情報提供その他支援等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	沖縄県交通事故相談所	交通事故被害 損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
	沖縄県総合精神保健福祉センター （こころの電話相談）	こころのケア 精神保健福祉に関する相談対応・支援	保健医療部 地域保健課
	県内各保健所 （精神保健福祉相談）	こころの健康相談 精神保健福祉に関する相談・支援	保健医療部 地域保健課
	24時間子供SOSダイヤル	子供のSOS全般 子どもや保護者等を対象とした相談電話	教育庁 義務教育課
	親子電話相談	親・子ども 家庭教育に関する悩みや不安を抱く親や、友人関係等で悩む子ども等への相談対応及び、関係機関の紹介	教育庁 生涯学習振興課
	医療安全支援センター	医療 個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談	保健医療部 医療政策課
	地域包括支援センター	高齢者 地域の高齢者の介護等に関する総合相談、虐待防止等の権利擁護等支援	運営主体：市町村 （県関係所管：子ども生活福祉部高齢者福祉介護課）

1 (2) 情報の提供等

施策名	施策の概要	所管部局等
67 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	県ウェブサイトにおいて、犯罪被害者等の支援に関する窓口・施策や民間支援団体の活動紹介等、随時必要な情報の更新を行い、その充実を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
68 自助グループの紹介等	犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて、自助グループの紹介を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
69 県をまたぐ支援が必要な場合における対応	犯罪被害者等早期援助団体等と協力し、他都道府県の総合的対応窓口及び犯罪被害者等早期援助団体と連携しながら、必要な情報提供や助言等を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
70 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集	海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集を行います。	文化観光スポーツ部 交流推進課
71 指定被害者支援要員制度の活用	あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生初期における犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行います。	警察本部 警務部広報相談課
72 「被害者の手引」の作成・配布	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を早期に犯罪被害者等へ提供するよう努めます。また、外国人犯罪被害者等に対しては、外国語版の「被害者の手引き」を配布します。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部刑事企画課
73 性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報や性犯罪被害者へ交付する「被害者の手引」により、刑事事件の流れや関係機関の相談窓口等を紹介するなど情報入手の利便性の向上に努めます。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部捜査第一課

2

3

3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

【現状と課題】

基礎自治体である市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供など、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。

犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口は、平成 30 年までに県内の全市町村に設置されています。

犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、市町村における総合的対応窓口の強化や、被害者等支援の整備の促進が求められています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
74 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実に向けて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等の積極的な情報提供、連携・協力を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
75 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施 【再掲】	市町村職員及び当地域の関係機関・団体職員等を対象に、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、「市町村出前講座」を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
76 市町村個別巡回訪問の実施	市町村施策担当窓口・総合的対応窓口等を対象に、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、市町村窓口の役割・機能強化に関する助言、相談を受ける上での心構え・実際の相談処理に関する助言、その他情報提供を行う「市町村個別巡回訪問」を実施する。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
77 市町村巡回パネル展の実施	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、市町村巡回パネル展を実施し、理解の促進と市町村における被害者支援の気運の醸成を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

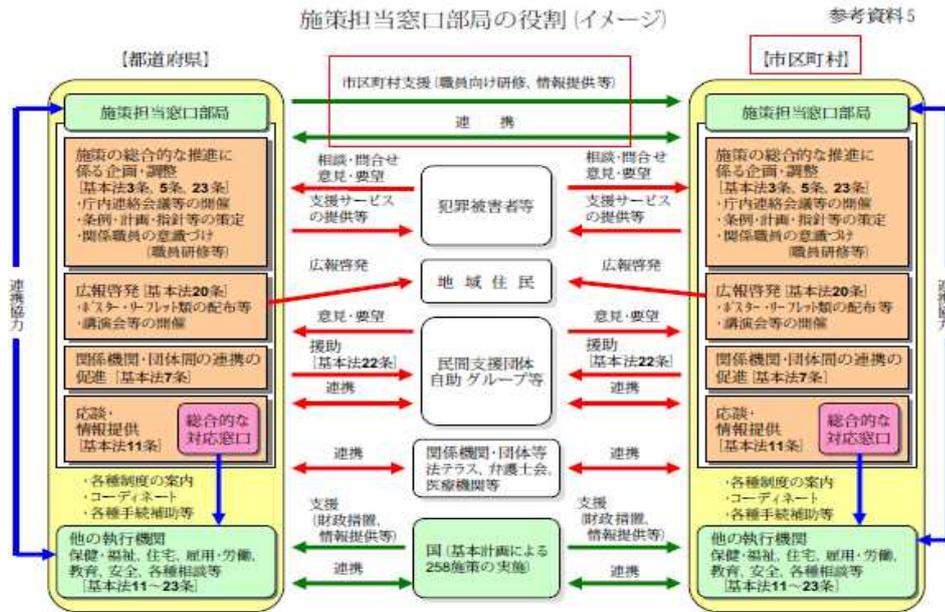
【市町村の役割】

1 犯罪被害者等支援の法的根拠

犯罪被害者等基本法

第 5 条 地方公共団体の責務 (*地方公共団体＝都道府県及び市区町村)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(出典：「犯罪被害者等施策の手引き (平成 20 年 4 月 内閣府発行)」)

2 市町村窓口に期待される役割

市町村は、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

総合的対応窓口は、平成 16 年制定の犯罪被害者等基本法のもと、国からの要請を受け、平成 31 年 4 月までに全ての地方公共団体に設置されました。

〔県内市町村〕 H30 年度に設置率 100%を達成

